

### 第3回会議録（要旨）

〈 日 時 〉 平成18年5月26日（金）午後2時～4時

〈 場 所 〉 柏原市立国分図書館

〈 出席者 〉

阪本豊子（柏原市ボランティア連絡会会長）、瀬能邦子（NPO団体代表）、豊田陽夫（市社会福祉協議会会長）、森本周代（市民公募）、西上康雄（市民委員）、柳井勉（関西福祉科学大学教授）、宮本知幸（市職員）

（委員長）

それでは第3回の策定委員会を開会させていただきます。

まず前回ご議論いただいた条例の目的、基本理念及び言葉の定義について副委員長より貴重なご意見をいただいております。これは条例をつくるうえで基本的な問題でありますので、その件につきまして前回のご意見をふまえて30分程度ご議論いただき、もう一步踏み込んだうえで、今回の議題について各委員から補足していただきながらご説明いただきたいと思います。

では、配布された資料の説明を事務局からお願いします。

（事務局）

（仮称）パートナーシップ条例における「参加・参画・協働の仕方」「行政の役割」「連携・協力の仕方」について、あらかじめご提出いただいた各委員からの意見をまとめ配布させていただきました。なお委員長からのお話のとおり、前回の議題について副委員長から条例案をいただきましたので、事務局で作成した条例案と併せて添付させていただきました。よろしく願いいたします。

（委員長）

副委員長からの資料を読ませていただき、一番基本になる「まちづくり」という言葉をまず最初に使うことがいいのではないかと。その言葉を使うなら言葉の定義が必要であろうと思われませんが、そのあたりについてはみなさんと検討していくとして、まずは副委員長からご説明をお願いします。

（副委員長）

私の案は事務局からいただいた案を元に修正したものでありますが、まず最初にこの条例を理念的な条例にするのか個別具体的な条例にするのかで考え方は変わってくると思います。前回のお話でも再三あったように、あまり難しい条例にするのではなく市民全体に分かりやすい条例にするのがよいのではないかと、また市民が参加しやすいようにとの思いから「まちづくり条例」という形がよいのではないかと、思い提案させていただきました。

(委員長)

以前事務局からいただいた資料の中に「現状の分析」という項目があり、その最後の部分に自治体運営のルールや市民の権利・責務を条例化することにより、その時々事情に左右されることのない自治体経営ができることを期待しているとあり、市としては具体的な方針があり、またそのように説明を受けています。

また、「まちづくり」という言葉は世間一般ではかなり広い意味で使われており、先ほど副委員長から説明があったようにこの条例に使うとするとこの条例の略称は「まちづくり条例」を柏原市がつくったというかたちで打ち出されることになると思います。しかしながら、「まちづくり」という言葉がいろいろな意味で使われておりますので、私たちが議論していく中で「まちづくり」とはこういう風な考え方で話を進めていくということが必要であると思います。この点について、みなさんのご意見を受けたいと思います。

(委員)

基本的には市があって、その市を通じて行うことが「まちづくり」だと思います。

一番今回変わろうとしていることがスポットライトを当てるところであり、それが何であるのかいまだにイメージが湧かずにいるところです。

この条例が、以前国分図書館を建てる際に一生懸命意見を言っているのに反映されないようなものでは困ります。現在、市が財政的に困っていて今までのようなサービスができないので、自らのことは自らで行いましょうという条例にするものだと思いますが、そのためには具体的な事例を出して、どんな条例をつくったら市民が参加しやすいものになるかを考えることが必要だと思います。ここにスポットライトを当てて、今までとの違いを明らかにしたうえで、目指すものやそれぞれの責務を考えていくのがいいのではないかと、まずは起承転結の結をはっきりさせてから起を考えるのがいいのではないのでしょうか。

(委員)

結局、今までは市民が自分たちの生活を行政にお任せしすぎたのではないかと、それではもう駄目なんだということだと思います。それはもちろん財政的なものも含めてですが、今はそれがメインになりすぎているように思います。本来は行政と市民が一緒にしなければならないのに、市民は行政にお任せし、行政は任されたのだからという中できたところに財政的な問題が重なって問題が大きくなってしまったように思います。

それを本来あるべき姿に戻そう、それには何が必要なのか、行政は、市民は何をすればいいのかということを考えるのがこの委員会で議論すべきことだと思います。それを整理していなかったもので、いまさらこの条例が必要になったのではないのでしょうか。そして整理した結果このような条例になりましたよ、それは誰が読んでも分かりやすく、これなら私たち市民も参加しやすいなというものになり、行政はその思いをしっかりと受け止めてもらえればと思います。

(副委員長)

お二人の意見は同じだと思いますし、私の考えることもまた同じです。

例えば、先日、これからの福祉は変わるなという話をしておりました。どちらかといえば、いままです福祉は市におんぶに抱っこのような状態でしたが、先日訪れた豊田市にある福祉センターは株式会社で運営しております。それはつまり市民の誰もが参加できるかたちになっているということです。そういうことから一つの問題が提起されたら市民にも一緒に入ってもらって考えてもらう、こういう仕組みを条例でつくれたらいいと常々思っております。

ただ、建設的な意見を言ってもらうのはよいが、陳情や苦情を言う場にはならないので、その規制はしておく必要があると考えております。

(委員)

実際問題として、どのようなかたちで参加できるのかということだと思います。市政に参加できるということは憲法上も地方自治法上も明確なのですが、どういうかたちで参加できるのかということが全く明記されていない状態です。ワークショップなのかパブリックコメントなのか、どの段階でどのように参加するのか、具体的な手続きはどうか定められていない。その結果、建設的な意見を述べようとしてもどうしたらいいのか全く分からない。そのあたりの不備がまず第一点であります。

二点目として、市民が参加する場として政策決定、具体的な施策決定、実際の事業への参加の三段階があると思います。ところが、今のところどの段階においても参加する入口がない。全てにおいて具体的な手続き・方法がまったく定められていないというのが現状です。昔は市政に参加したければ政治家を目指すという方法のみでよかったのかもしれませんが、現在は今ある立場（主婦・学生・サラリーマン）で行政に参加したいというニーズが多いにも関わらずその方法がない。その方法を定めるのが正にこの条例の役割であり、その場合、あらゆる事業に適用される基本的な条例であるということが考えられます。そのための文言として非常に便利なのが「まちづくり」であります。分かりやすく、市の事業を全て包含している文言であるので私も取り入れるべきであろうと考えます。そこで具体的な手続き・方法についてですが、先ほどの三段階においてどのように参加するのかという基本方針と具体的な参加の方法を定める基本施策、それと参加した際の財政的な援助の有無の三点を定めることが条例の目的であると思います。

(委員長)

みなさんの意見も市の意見も基本的には同じだと思います。「まちづくり」という言葉はこの条例を代表するような言葉になると思いますので、副委員長から提案された「まちづくり条例」という案を市の案に取り入れたかたちですすめていきたいと思っておりますのでご了解願います。

では、この「まちづくり」という言葉を常に頭に入れながら、本日の議題についてみなさんの意見を伺いたいと思っております。

(副委員長)

今回の課題について私の考えとしては、やはり市の施策、業務内容をいかに市民に広く知らせることができるかだと思えます。広報誌への掲載だけでなく、機会のある毎に市の状況を知らせることが行政の役割であると考えます。

市民は、陳情や苦情を言うのではなく、建設的かつ具体的な意見を述べるのが重要であり、また市からの情報を積極的に受けようとする姿勢が求められると思えます。また市としては市民が参加するにあたって利害関係のない人が自主的に参加できるようにし、個人情報にも十分配慮する必要があると考えます。

連携・協力の仕方としては、先にも述べたとおり市からの情報はもちろん必要であるが、常に自ら積極的に自分のまちをよくしようという気持ちで市政に興味を持ち参加することが大切だと考えます。

(委員)

市民活動が活性化するためには、お互いが信頼関係にあることと事業に参加することに面白みが必要であると思えます。条例ができたとしても、参加することに魅力を感じられない事業では意味がないのではないのでしょうか。

今回は初めての取り組みでもありますし、市民に何ができるかということ具体的に示さなければならぬと思えます。市は事業のメニューを示し、この事業にはこういう人材が必要だというようなかたちで市民公募をすることが参画の仕方になると思えますし、その応募者全員でワークショップをたちあげることが協働の仕方になると思えます。また多くの市民に参加してもらうためには、土日開催するなどの日程面での配慮も必要でしょう。

行政の役割としては、先に言いました市民公募をできるだけ多くの市民に呼びかけることと、事業展開に係る場所の提供や経費の協力、情報収集と情報提供などが考えられます。また、事業が1回きりで終わらないよう地元の住民や子どもたちにも取り組んでもらえるようなワークショップにすることが連携・協力の仕方になると思えます。

(委員)

参加の仕方にはいろいろあると思うのですが、いかに市民が参加しやすいかたちをつくるかということだと思えます。例えば、タウンミーティングや苦情などはどうかという意見もありましたが苦情窓口なども含めた、日常的に市民が市政に参加できる方法をどう整備できるのか、公聴会・審議会・パブリックコメント等だけでなく、定型的なもの以外にどれだけきめ細やかな参加の仕方を用意できるかだと思えます。もちろんそれは参加した後の結果への評価もできるようなものにするのは言うまでもありません。

それを受けて市はどうかというと、いろいろな参加の仕方はつくったけれどそれをどう活用できるのかという点に行政の力が問われるところだと思えます。参画や協働といったものをどう整理し

て、どうフィードバックできるのかが行政の役割の一つであり、また、個人・団体・NPO・事業所などの社会資源を適切かつ公正に参加させるノウハウを持つこととそれらをうまく使いこなすことも大切であると考えます。

(委員)

私の場合まず資料を見ていただきたいのですが、AとBの二つに事業を分けて考えてみました。Aは駅前再開発等の大きな予算を伴う大規模な事業であり、Bは公園美化活動や子どもの安全対策等のボランティア事業的な性格のものです。前回も申し上げたとおり、この条例が何を目指しているのかまだよく分からないところではありますが、Aの場合であれば、議会等のチェック機関とは別に市民が監視できるような窓口をつくることによって市民参加が可能であると考えます。各委員さんの意見を聞いておきますと、この条例はどちらかといえばBに重きを置いて考えるべきものかなとも思いますが、Bの場合はまず市民が参加しやすいイメージづくりが必要になると思います。また、実際の事業の推進にあたっては採算ベースにのせる必要もありますので、ある程度プロフェッショナルな知識を持った人が必要であり、そういう専門化チームを事業毎につくり、市の方でも専門窓口をつくって一緒に事業を引っ張り、それに市民が参加するというかたちがいいのではないかと思います。その場合、責任の所在は明確にしておくべきであり、当然プロとして仕事をしている市職員に最終的な責任の所在はあると思いますが、市民にも責任を求める場合には相応の報酬を支払うべきであると考えます。

(委員)

今回は質問の内容が難しく説明しにくいのですが、参加・参画・協働については市民と行政が一体となってまちづくりを行うということなので、特に言葉の使い方にこだわる必要はないと思います。それよりも大切なのは市民レベルでこの事業に参加してみたいなという草の根的な活動を根付かせることだと思います。今までにないことなので少し時間はかかると思いますが、上からものを言うのではなく、下からの小さな意見でも汲み上げてもらえるような条例になればいいと思います。

また、今回も一人も公聴に来られる方はいらっしゃいませんが、議会でも同じようなものだと思いますので、私たちも少し目を光らせるような場所もつくることもこの条例では必要なのではないかと思います。

行政の役割としては、持っている多くの情報を適切かつ公正に発信してもらう必要があるのではないのでしょうか。それと、実際にワークショップなどをたちあげる時には、市民と行政だけでは関係がスムーズにいかないことも考えられますので、その間を取り持つアドバイザー的な人を入れてみるのもいいのではないかと思います。

(委員)

みなさんのご意見をお聞きしていますと、すでに運用の側面はかなり踏み込んだ議論をされているように思います。ただ、運用面を考えます前に基本的に条例としてはこういう風に運用しなければならないという基本方針を明確化させておく必要があると思います。つまり基本方針を策定する旨を義務づけるということです。そのうえで、アンケート・パブリックコメント・審議会・ワークショップ等の運用に関して要綱等で必ず規定するようにすればよいと思います。もちろん先ほどからのお話にあるように参加しやすいかたち、魅力あるかたち等に馴染むよう明確化した要綱等になるようにしなければならないのは当然のことです。

先ほどの話しました政策決定、施策決定、実行の全ての段階においてどのように参加できるのかという基本方針を決めるのが条例の役割であり、後の運用の問題についてはみなさんもいろいろなご意見があると思いますが、まずは条例において基本方針を定めることが先決であると考えます。

(委員長)

最後に私の意見を述べさせていただきますと、まとめていただいた資料ではA・Bの事業がありました。Aの事業は本来の責任は議会にあり、それに対して市民が直接意見を言える制度をこの条例できちんと定めなければならないと思います。Bの事業についてはみなさんからいろいろな意見が出されましたが、なんでもかんでも事業として進めていくというのではなく、ある程度の方向性を決めておかなければうまくいかないと思い、市民参加手続きが必要な活動について五点ほど考えさせていただきました。ただ、これらの市民参加手続きによらない要望や苦情についても審議会または委員会などをつくって必要であればその意見を取り入れていくようにしなければならないと考えます。

行政の役割ではありますが、市民参加の手続きが簡明でしかも公正かつ平等に行うことは言うまでもなく、適切な内容で適切な時期に委員会方式で行うことが適当であろうと思います。委員会は原則公開とし、検討を終えた時は速やかに内容・検討結果を公表すべきで、公表については必ず評価を受けるべきものとし、委員の選出は市民公募というかたちが望ましいでしょう。

条例というのは基本が大事だと思います。先ほどのお話にもあったように、運用について考えていくと条例のボリュームが大きくなりすぎることになり、また柔軟性にも欠ける恐れがありますので個々に定めていくものとして、今までにはなかった市民公募を基本とした条例にすればよいと思います。

(委員)

その市民公募ですが、年齢比や男女比を考慮した偏らないものにしてもらいたいと思います。

(委員)

それは当然考慮すべきだと思いますが、ただ難しい面もあると思います。例えば、男女比半々で参加してもらおうと決めた場合、市民からの応募があり適正等を検討した結果選ばれたメンバーが半々ではなかった場合どうするのかという問題が出てくると思います。

(委員)

事業の内容にもよるとは思いますし、情熱や能力を重視すべきではないでしょうか。

(委員)

ある程度臨機応変に対応できるように、公平であるとか偏らないなどの文言にとどめておく方がよいと思います。

(委員)

それと、公募の仕方についても広報誌に掲載するだけでは不十分だと思います。例えば、教育関係の事業であればPTAに声をかけるなどの工夫が必要だと思います。

(委員)

目的を解決するのに相応しい最も適したメンバーをその都度選ぶことが望ましいでしょう。

(委員)

私たち市民が市役所に意見を言いに行っても、改革の場まで届いているのか疑問に思うことがあります。担当者だけで止まってしまっていて、横のつながりがないのではないのでしょうか。

(委員)

そこで市民が入ることによって、少しでも意見が反映できればいいと思います。

(委員長)

今お話されていることが、正にこの条例の目的だと思います。市民からの苦情なり意見が出た時に、この問題は担当課で直接した方がよい、これは市民参加の必要な事業にすべきものだというような、みなさんの論議の素材にできる審議会や委員会をつくるのがまず必要なのです。そのうえで、事業化するのであれば、このような人材が必要であろうという提案をその委員会でしていただき、この条例ではそのような委員会づくりを義務づけるというかたちがよいと思います。

また、先ほどからみなさんがお話されている市からの情報の発信の仕方、それが市民が市政を考える重要な出発点になると思うのですが、今のやり方を発展させるのか、それとも違った方法であるのか、このあたりは次回の議題にしたいと思います。

それと他市の条例を見ておりますと、市民参加できる項目を入れているところもあるのですが、事業の方向性について入れるべきかどうか、これについてはみなさんの意見はどうでしょうか。

(委員)

大きく分けると市が抱えている課題と市民が考えている課題の二つがあると思います。例えば、市は第三次総合計画を実施して5年経ちましたが策定当初に赤字になるとは思っていなかったはずだが赤字になってしまった。もっと早くに市民に情報を公開していれば赤字にせずすんだかもしれない。

(委員長)

今までは事業に対する評価がなかったため、このような状態になったということはあると思います。この条例では事業に対して必ず評価があるということを明記する必要はあるでしょう。

(委員)

現在、市は財政的な問題を抱えて困っていますが、これは市ばかりを責めることはできないと思います。私たち市民も市に任せすぎた責任はあると思います。多くの事業がカットされ、やっと市民にも実感が湧いてきたところだと思いますので、今がチャンスだと思います。私は専門家ではありませんので、条例の詳しい内容にまで意見することは難しいのですが、市民の意見が十分に反映される条例にしなければならないと思います。

(委員)

今あるものと、これからのものに市民がどう関わることができるのかこの条例で明らかにしましょう。

(委員長)

参加手続きが必要な事業の方向性については、先ほどのお話にあった市側の課題と市民側の課題の二つにとどめておくか、もう少し具体的に表現するかは、実際に条例をまとめる時にもう一度考えたいということと、この条例において参加手続きについてきちんと盛り込むことは当然のこととして、今まで少しなおざりにされていた評価についてパブリックコメントなり他の方法で必ず実施するんだというみなさんの意思を盛り込むべきだと思います。

また、今お話にあった市民の権利と責務、市の責務についても情報発信の仕方と一緒に次回の議題にしたいと思います。それで主な骨子は固まると思いますので、ある程度条例をかたちづくってから具体的な運用面からシミュレートしていきたいと思います。次回は6月23日(金)午後2時からということをお願いします。

本日はご苦労様でした。